

貴職におかれましては、会長が交代されるという状況変化の中、公共放送実現のための職務に精励され、ご多忙のことと存じます。以下の諸事項につき意見交換の機会を作っていただき感謝申し上げます。

1. 新会長上田良一氏のもと「公共放送として不偏不党を貫く」に期待

1月24日靱井勝人前会長退任、翌25日上田良一氏が新会長に就任されました。靱井氏の不再任は、靱井氏の任期切れ半年前から21の市民・視聴者団体が取り組みました「靱井氏不再任」要求署名が3万5千筆を超えたことなどの運動が大きく貢献したものと考えます。

上田新会長は、就任記者会見で「公共放送として譲れないのは、自主・自立、公平・公正の立場を貫くこと、これは環境がいかに変化しても譲れない。政治との距離についても、事実に基づき、できるだけ多くの角度から丁寧に伝えたい」と述べられました。わたくし共市民・視聴者団体はこのことが実行されることを期待すると共に、監視・激励活動を継続していく所存です。

2. 1月24日放送クローズアップ現代+

「韓国 加熱する“少女像”問題 ～初めて語った元慰安婦～」の偏向報道に抗議

- (1) 番組は、「当事者の思いとは異なる形で少女像が設置されている」と断定していますが、設置に賛成し、撤去に反対する「被害当事者」の声を伝えていません。
- (2) 日韓「合意」についての韓国世論は「評価は43.2%に上りました」と肯定的な評価を強調する一方、反対が「50.7%」であることを伝えていません。
- (3) 「被害者を救済する日本」対「被害者を置き去りにする韓国」という図式を意図的に作り出し、多数を占める韓国の世論や運動が「冷静でない」というイメージ操作をして、日本政府の意向に沿った報道になっています。
- (4) 「日韓合意」は政府間のものであり、それぞれの市民がこれに縛られる必要はなく、“少女像”設置を求める自由は、そもそも認められるものであるという視点が欠けています。
- (5) もしアメリカが広島「原爆死没者慰霊碑」撤去を要求したら、われわれ日本人はどうするでしょう。撤去反対の運動が沸き起こるでしょう。

3. 奈良 NHK 裁判

- (1) 「放送受信料請求事件（被告 宮内正巖氏、原告 NHK）」
奈良地裁でわずか2回の口頭弁論の後、2016年9月23日「受信料支払いの義務を負う」との判決が言い渡されました。担当裁判官は被告側の主張に耳を傾けることなく、乱暴かつ拙速な訴訟指揮を行いました。裁判官忌避請願署名（2020筆）、弁論再開請願署名（3893筆）を提出、異常な訴訟指揮・判決に対し抗議文を提出しました。大阪高裁に控訴し、現在なお審理中です。
- (2) 「放送法遵守義務確認等請求事件」（原告 宮内正巖氏、被告 NHK）
2016年7月21日新たに原告宮内氏が提訴。NHKが放送法第4条を遵守した放送を行う義務があることを確認し、特に報道番組において放送法違反の放送が行われていることを立証しようというものです。これまで2回の口頭弁論が行われました。第3回は3月23日の予定です。
- (3) 集団訴訟「放送法等遵守義務確認請求事件」
45名の原告が、2016年12月27日、上記（2）と同じ内容で提訴しました。3月23日に第1回口頭弁論が開かれます。今後100名規模の原告団として争う予定です。

4. 講演会のご案内

来る3月4日(土)、県文化会館集会室A・Bにて講演会を開催します。ご来場をお待ちします。

テーマ：「公共放送 NHK に望まれること ― 経営委員 2 期の経験から ―」

講師：小林 緑 さん（元 NHK 経営委員、国立音楽大学名誉教授）